

生活習慣病健診のご案内

毎年、健康保険組合では、35才以上の被保険者・被扶養者を対象に健康づくり事業を積極的に推進するため、下記のとおり生活習慣病健診を実施しております。

平成29年度の健診結果より、特定健診受診率や特定保健指導実施率が健康保険組合名で国から発表されます。

今年度からはこの受診率・実施率が低い健康保険組合には最大10%の後期高齢者支援金加算が予定されており、皆様の健康保険料に大きく影響することが予想されます。

しかし、健診受診率を向上させることで、支援金の減算も可能になります。

被保険者・被扶養者の方の病気早期発見、健康増進はもとより、今般の事情を踏まえ、是非、従業員の皆様に生活習慣病健診を受けていただきますようお願いいたします。

記

1. 受診対象者

35歳以上（平成30年度中）の被保険者と被扶養者
（平成30年4月～平成31年3月の間に35歳になる方を含みます）
追加検査については、別途年齢区分があります。

2. 契約健診実施機関

【健保組合直接契約機関】

大阪を中心に25の健診機関（詳細別紙「健保組合の健診事業」をご覧ください）

【東振協契約機関】

全国約600の健診機関（詳細はホームページで検索願います。）

3. 検査項目

◎生活習慣病健診

身体計測、問診、血圧、視力、聴力、胸部X線、心電図、尿検査、胃部X線、
血液一般、血糖、肝・腎・膵機能検査、脂質、眼底

◎婦人科健診（乳癌・子宮癌健診 年度内40歳以上の女性希望者のみ）

◎大腸癌健診（希望者のみ）

◎PSA検査（血液検査 年度内50歳以上の男性希望者のみ）

（各追加検査の有無・詳細については別紙「健保組合の健診事業」を参照してください）

4. 健診実施期間

◎健診実施期間

年間（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）を通じて実施
（但し、日・祝日または医療機関の休診日を除く）

5. 申込方法

受診希望者は別紙申込書に所要事項を記入・予約のうえ、一部負担金を添えて健康保険組合へ申し込みしてください。

（なお、申込後にキャンセルされた一部負担金は返金できません）

6. 領収証について

銀行振込の場合は、各金融機関の発行する振込金受取書をもって替えさせていただきます。

7. 自己負担額

◎生活習慣病健診（年度内35歳以上）

被保険者・被扶養者とも2,000円

※東振協の生活習慣病健診については、被保険者・被扶養者とも3,000円

◎P S A 検査（年度内50歳以上男性）

被保険者・被扶養者とも1,000円

◎大腸癌健診（年度内35歳以上）

被保険者・被扶養者とも500円

※追加検査のみの受診または健診は認められません。

（各追加検査の有無・詳細については別紙「平成30年度健診事業」を参照してください）

8. 健診結果について

健診結果については、個人情報保護法の規定に基づき管理しているところですが、事業主様が健診結果を送付希望されている場合は、予め被保険者の方々に同意を得たうえで実施機関にご請求くださいますようお願いいたします。

9. 精密検診（二次検診）について

精密検診については、医療機関の窓口に保険者証を提示し保険診療として自己負担分を支払いし、受診してください。

10. その他留意事項

・健診申込後、日程変更がある場合は必ず当組合まで連絡してください。

（申込書再送ではなく、電話連絡で結構です）

・組合の負担は当該年度（平成30年4月～平成31年3月）一回限りです。

・事後の申し込みは認められません。

申込がないまま健診を受けたことが発覚した場合、自費にて請求させていただきます。

※ ご注意下さい！！ ※

生活習慣病健診と人間ドックは、年度内どちらか一回のみ受診できます。
同年度内で両方を受診することは出来ませんのでご了承下さい。